

くらしの相談所



【問合せ先】 市民生活課市民相談センター・消費生活センター（☎ 28-9110）

心当たりのない 懸賞金や当選メールにご注意を!!

「当選おめでとうございます。1億円
当選されました!」などと書かれたメー
ルを受け取ったことはありませんか。こ
のようなメールは、申し込んでいない
のに、懸賞金や宝くじが当たったと言っ
て、個人情報を聞き出したり、電子マネーなどでお金をだまし取っ
たりする詐欺メールです。



【注意点】

- ▼申し込んでいない当選メールは無視する
- ▼「簡単にもうかる」「お金を受け取ってほしい」などの言葉に注意する
- ▼お金を受け取るために、お金を支払ったり個人情報を教えたりしない

市民生活相談・消費生活相談

市民相談センター・消費生活センター（ヨリ
ネスしばた1階）では、「心配ごと相談」や「消
費生活問題の相談」を受け付けていますので、
ご利用ください。

開設時間＝土・日曜日、祝日・年末年始を除く
9:00～16:00（受付は15:30まで）

司法書士による無料相談 **要予約**

相談は、1人30分まで、年度に1回限りです

とき＝2月6日④13:30～16:30

ところ＝消費生活センター（ヨリネスしばた1階）

予約先＝同センター（☎28-9110）

※2月5日④15:30までに予約してください